

平成30年11月8日

まちづくり委員会資料

川崎市墓地条例の一部改正に伴う
パブリックコメントの実施結果について

建設緑政局

川崎市墓地条例の一部改正に伴うパブリックコメントの実施結果について

1 概要

市営霊園においては、墓所の無縁化の進行が懸念されており、承継の不安も大きくなっていることから、平成30年3月に策定した「川崎市営霊園整備計画」に基づき、緑ヶ丘霊園内に有縁合葬型墓所の整備を進め、平成31年度より供用を開始する予定です。この有縁合葬型墓所の供用や管理に関して、川崎市墓地条例を一部改正する必要があり、市民の皆様の御意見を募集いたしました。

市民の皆様から次のとおり御意見をいただきましたので、御意見の内容とそれに対する本市の考え方を次のとおり公表いたします。

2 意見募集の概要

題名	川崎市墓地条例の一部改正について
意見の募集期間	平成30年9月1日（土）～平成30年10月1日（月）
意見の提出方法	郵送、持参、ファックス、電子メール
意見の周知方法	ホームページ及び市政だよりへの掲載 資料の閲覧(かわさき情報プラザ、各区役所市政資料閲覧コーナー、 霊園事務所、早野聖地公園事務所)
結果の公表方法	ホームページへの掲載 資料の閲覧(かわさき情報プラザ、各区役所市政資料閲覧コーナー、 霊園事務所、早野聖地公園事務所)

3 結果の概要

意見提出数（意見件数）		6通（12件）
内 訳	郵送	0通（0件）
	持参	4通（7件）
	ファックス	0通（0件）
	電子メール	2通（5件）

4 御意見の内容と対応

パブリックコメントを実施した結果、おおむね川崎市墓地条例の一部改正の趣旨に沿ったもののほか、今後の有縁合葬型墓所の供用や管理運営の参考となる御意見が寄せられました。御意見については、今後の施策・事業の推進の参考とし、当初の考え方のとおり条例の一部改正の手続きを進めます。

●御意見の件数と対応区分・具体的内容

項 目	A	B	C	D	E	合計
(1) 有縁合葬型墓所の整備に関する事		3		1		4
(2) 有縁合葬型墓所の管理運営に関する事		2	2	1		5
(3) その他					3	3
合 計		5	2	2	3	12

【御意見に対する市の考え方の区分説明】

- A 御意見を踏まえ、反映したもの
- B 御意見の趣旨が案に沿ったものであり、御意見を踏まえ取組を推進するもの
- C 今後の施策・事業を進めていく中で、参考とするもの
- D 案に対する質問・要望の御意見であり、案の内容を説明するもの
- E その他

5 具体的な御意見の内容と本市の考え方

(1) 有縁合葬型墓所の整備に関する事 (4件)

番号	意見内容 (要旨)	意見に対する本市の考え方	区分
1	高齢化・核家族化が進む社会状況を考慮した有縁合葬型墓所建設案に賛同する。 (同趣旨の意見 1件)	承継者が不要である有縁合葬型墓所の供用や管理を通じて、核家族化・高齢化に伴う無縁化の抑制や墓所の循環利用の促進を図ってまいります。	B
2	自分が入る墓を探しているが、引き継ぐ親族もいないので、永代供養の合葬墓を市で作ってくれるのはありがたい。	承継者が不要となる有縁合葬型墓は、利用者本人の御遺骨の埋蔵先として利用を望む、いわゆる生前取得にも対応し、できるだけ多くの需要に応えられる施設として供用してまいります。 また、ご高齢や承継者不在などにより墓参が困難になった場合でも、ご利用される市民に代わり市が永代で供養を行います。	B

番号	意見内容（要旨）	意見に対する本市の考え方	区分
3	有縁合葬型墓所は、骨壺のまま預かる納骨堂の方がよいのでは。状況が変わり遺骨を取り出したくなくても、取り出せなくなる。	<p>遺骨を骨壺のままお預かりする納骨堂としては、緑ヶ丘霊堂内の霊堂がありますが、緑ヶ丘霊堂は遺骨を20年間お預かりする施設であり、遺骨については、個人での管理が必要な施設です。</p> <p>有縁合葬型墓所は、個人での遺骨の管理や墓所の承継が不要で、本市が永代管理する施設とし、遺骨の埋蔵については、一時預りを経ることがない直接合葬方式を採用しています。このため、一度埋蔵した焼骨は物理的に返還できないことから、焼骨の不返還を条例に定めてまいります。</p>	D

(2) 有縁合葬型墓所の管理運営に関すること（5件）

番号	意見内容（要旨）	意見に対する本市の考え方	区分
4	緑ヶ丘霊園に墓を持ちたいが、倍率が高くでなかなか当選しない。合葬墓ができることで、緑ヶ丘霊園で墓じまいする人が増え、その空いた墓を再募集してくれると、お墓を持ちたい人にもメリットがあるので、その仕組みづくりを進めてほしい。	<p>墓所整備が概ね完了した緑ヶ丘霊園は、返還された墓所の再募集のみを行っているため、募集数が少なく、多くの市民の方に申し込みをいただいているため、墓所の応募倍率が高い状況となっています。</p> <p>一方、市営霊園では墓所の無縁化の進行が懸念されており、承継の不安も大きくなっていることから、緑ヶ丘霊園内に有縁合葬型墓所の整備を行います。市営霊園の既存墓所から有縁合葬型墓所への改葬につきましては、使用料の免除規定を設けることにより、墓地の循環利用が進むと考えられることから、条例に定めてまいります。</p>	B

番号	意見内容（要旨）	意見に対する本市の考え方	区分
5	墓守がいなくなるので、永代供養制度のある（しかも信頼があつて適正な価格の）墓地に改葬しないといけないと考えていた。	承継者が不要である有縁合葬型墓所は、できるだけ多くの需要に応えられるよう供用するとともに、市民に代わり本市が永代で供養を行う施設として管理いたします。 使用料や管理料につきましては、受益者負担の原則のもと、他都市の料金も勘案し、定めてまいります。	B
6	市営霊園の既存墓所から有縁合葬型墓所へ改葬するには、どのようなタイミングで、どんな手順で行えばよいか詳しく知りたい。	有縁合葬型墓所の供用や管理に関する墓地条例の改正手続きを進めるとともに、市営霊園利用者にアンケート等を実施しながら、募集方法を検討してまいります。 周知方法につきましては、市のホームページや市政だよりなどを通じて行ってまいります。	C
7	緑ヶ丘霊園の墓地の募集数が少なく、当選しない状況が続いている。有縁合葬墓の募集についても遺骨ありの人を優先してもらいたい。	墓所整備が概ね完了した緑ヶ丘霊園は、返還された墓所の再募集のみを行っているため、募集数が少なく、多くの市民の方に申し込みをいただいているため、墓所の応募倍率が高い状況となっています。 また、川崎市営墓地の募集にあたっては、遺骨ありの方が優先的に応募できるように定めています。 有縁合葬型墓所につきましては、できるだけ多くの需要に応えられる施設として運用してまいります。募集につきましては、遺骨ありの方が優先的に応募できるよう、募集方法を検討してまいります。	C
8	様々な事情の方が使用できるよう、管理料の無料化を希望します。	有縁合葬型墓所の管理料につきましては受益者負担の原則のもと、維持管理経費のほか、光熱水道費、献花式等の費用など管理に係る経費をもとに、他都市の管理料等も勘案しながら適切な管理料を定めてまいります。	D

(3) その他 (3件)

番号	意見内容 (要旨)	意見に対する本市の考え方	区分
9	<p>早野聖地公園にも有縁合葬型墓所を整備してほしい。</p> <p>(同趣旨の意見 1件)</p>	<p>早野聖地公園における有縁合葬型墓所の整備については、「川崎市営霊園整備計画」に基づき、次期整備区域において整備を進めるものとし、早野聖地公園の自然環境にふさわしい施設となるよう検討を進めてまいります。</p> <p>また整備時期や施設の規模については、緑ヶ丘霊園の有縁合葬型墓所の利用状況を踏まえながら、検討を進めてまいります。</p>	E
10	<p>早野聖地公園への送迎バスを運行してほしい。</p>	<p>早野聖地公園への公共交通機関によるアクセスとしては、東急電鉄田園都市線あざみ野駅及び小田急電鉄小田原線新百合ヶ丘駅からのバスによるアクセスが既に確保されております。</p> <p>さらに彼岸時には、川崎区や幸区方面からの墓参バスを運行しておりますが、ご意見については、今後の取組を進めていく上で参考とさせていただきます。</p>	E

1 条例改正の要旨

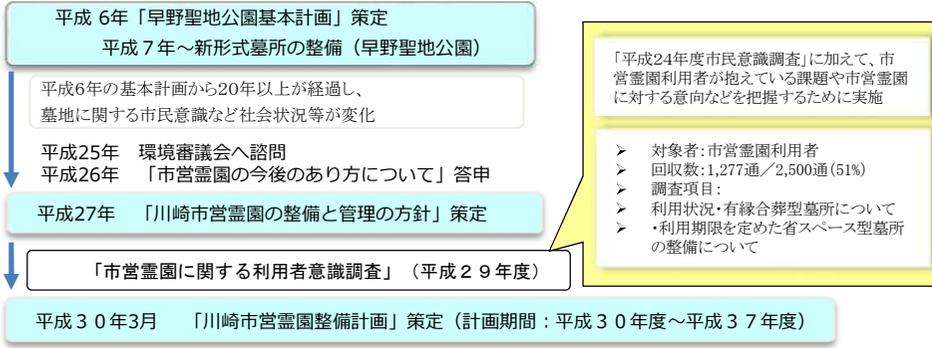
市営霊園においては、墓所の無縁化の進行が懸念されており、承継の不安も大きくなっていることから、平成30年3月に策定した「川崎市営霊園整備計画」に基づき、有縁合葬型墓所の整備を進め、平成31年度より供用を開始する予定。この有縁合葬型墓所の供用や管理などに関して墓地条例の一部改正するもの。

2 市営霊園の概要



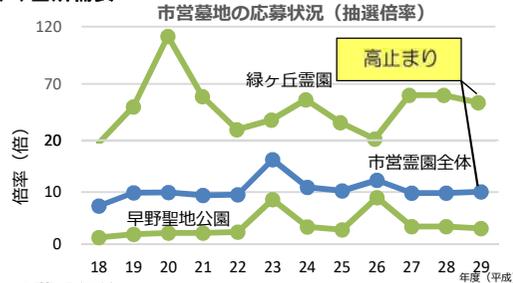
緑ヶ丘霊園 (昭和18年開設)	早野聖地公園 (昭和54年開設)
一般墓所 25,012基	一般墓所 4,858基
旧霊堂※収蔵規模 14,500体	新形式墓所 8,172基
新霊堂 収蔵規模 12,000体	(「壁面型墓所」「芝生型墓所」「集合個別型墓所」)
※旧霊堂は老朽化により新規受付中止	

3 市営霊園の計画等の位置付け



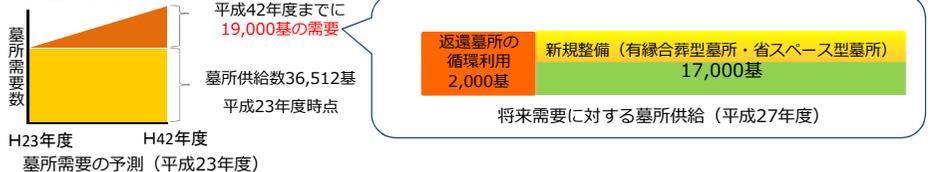
4 市営霊園の現状と課題

(1) 墓所需要



- 緑ヶ丘霊園
 - 平成18年に新規墓所の供給は概ね終了
 - 平成19年度以降は、改葬等により返還された墓所の再募集のみ
- 早野聖地公園
 - 壁面型墓所等の整備を実施。供給継続中

(2) 墓所供給



(3) 承継者※1 の不在と墓地の無縁化

「市営霊園に関する市民意識調査」 (平成24年度)

墓所を使用している人のうち
「承継者がいなくなり、無縁化する可能性がある。」

53%

「利用者意識調査」 (平成29年度)

市営霊園利用者
「自分の墓や霊堂の承継者がいなくなる可能性がある」

67%

承継者の不在と墓地の無縁化への懸念が高まっており、その対応がさらに重要となっている

※1 承継者 : 承継者とは墓所の利用者の死亡などによりその墓所を引き継ぐ人のことを指し、市営霊園では「親族で祭祀を主宰する方」と規定

(4) 有縁合葬型墓所※2 の需要

- ・近年は少子化などの影響から墓所の承継者がいない人も多く、「墓じまい」※3 を希望する方が増加
- ・墓所を管理する必要がないなどの理由から、「有縁合葬型墓所」を選択する人が増加

「市営霊園に関する市民意識調査」
(平成24年度)

市営の有縁合葬型墓所を使用したいという市民の割合

36%

「利用者意識調査」 (平成29年度)

市営霊園利用者のうち、有縁合葬型墓所を利用したいと回答した割合

59%

このうち約半数の方が「承継者がいなくなる可能性があるため」という理由を選択

承継者が不要となる有縁合葬型墓所への需要が高まっており、その対応が求められている

- ※2 有縁合葬型墓所: 1つの墓所に縁者だけでなく、他人を含め多数の御遺骨と一緒に埋蔵する新たな形式の墓所
- ※3 墓じまい: 墓所の改葬等を行い使用権を返還して、墓石等を撤去すること

5 有縁合葬型墓所の取組方針(市営霊園整備計画)

(1) 市営霊園整備計画の概要

計画期間: 平成30年度から平成37年度

考え方 : 持続的で公平な墓地供給及び無縁化の抑制や循環利用の促進を図る。

(2) 有縁合葬型墓所の取組方針

- 市営霊園においては無縁化の傾向が高まっており、その対策がさらに重要となっている。
- 有縁合葬型墓所への期待が高まっている。

その他

- 小区画墓所の整備
- 利用期間の有期限化制度の導入

平成30年度 緑ヶ丘霊園内に有縁合葬型墓所を整備

市営霊園の既存墓所から有縁合葬型墓所への改葬が行われることで、墓所の循環利用が進むと考えられることから、将来需要に対しては、循環利用の状況を踏まえながら、計画的・段階的な墓所整備に取り組む。

(3) 有縁合葬型墓所の供給

循環利用 2,000基	有縁合葬型墓所 8,500基	省スペース型墓所 8,500基
平成42年度までの需要に対する供給計画		

● 埋蔵規模
将来にわたり、安定的な御遺骨の埋蔵先

平成42年度以降も受入可能な施設とするため、20,000基で整備

川崎市墓地条例の一部改正について

6 有縁合葬型墓所の概要(緑ヶ丘霊園)

(1) 管理運営の考え方

・条例改正

平成31年度の供用開始に向け、平成30年度に有縁合葬型墓所に関する条例改正を実施
 ⇒有縁合葬型墓所を活用し墓所の循環利用を図る。

・合葬方式

御遺骨を一定期間お預かりすることなく埋蔵する直接合葬方式を採用

・供用の方針

- ・通常の利用
- ・市営霊園内の墓所や霊堂からの改葬(いわゆる「墓じまい」への対応)
- ・生前取得(利用者本人の御遺骨の埋蔵先)

●できるだけ多くの需要に応えられる施設
 高齢や承継者不在となり、墓参が困難になった場合でも対応できるよう
 ●市民に代わり本市が永代で供養

(2) 有縁合葬型墓所の整備状況



7 墓地条例の一部改正概要

●高齢化や核家族化を背景とした墓所の無縁化の進行や承継への不安などから、個人で管理する必要のない有縁合葬型墓所への需要が高まっている中で、墓所の募集倍率も高く、改葬の意向も高い緑ヶ丘霊園内において、平成30年度に有縁合葬型墓所を整備することから、有縁合葬型墓所の設置及び管理に関する事項を定める。

●受益者負担の原則に基づき有縁合葬型墓所の使用料・管理料を設定するとともに、市営霊園の既存墓所から有縁合葬型墓所への改葬が行われることによる墓所の循環利用を促進するための使用料免除規定を設ける。

●利用者本人の遺骨の埋蔵先として、生前取得制度など多様な需要に応えるための規定を設ける。

持続的で公平な墓地供給及び無縁化の抑制や墓所の循環利用を図るため、条例改正を行う。

8 墓地条例の一部改正内容

(1) 有縁合葬型墓所の設置

有縁合葬型墓所とは、一つの墓所に縁者だけでなく他人を含め、多数の遺骨と一緒に埋蔵する本市初の墓所であり、条例の規定に基づき管理運営する施設となることから、墓地の名称、位置及び形式を定める。

(2) 有縁合葬型墓所の利用者の資格に係る変更

墓所の無縁化を防止するため、利用者の資格として「祭祀を主宰する者」であることを資格要件として定めているが、有縁合葬型墓所の生前取得利用者には「祭祀を主宰する者」の概念が無いことから、資格要件から除外する。

(3) 有縁合葬型墓所の「利用者の承継」「利用場所の返還」に係る変更

有縁合葬型墓所とは、一つの墓所に縁者だけでなく他人を含め、多数の遺骨と一緒に埋蔵する新たな形式の墓所であり、「利用者の承継」「利用場所の返還」という概念が存在しないため、承継要件、返還要件から除外する。

(4) 有縁合葬型墓所の利用許可の取消に係る変更

有縁合葬型墓所の生前取得利用者は、利用許可を受けてから埋葬するまで、利用しない期間が長期間になることが想定されることから、利用許可の取消規定の適用を一部除外する。

一方、生前取得利用者がお亡くなりになり、いつまでも埋蔵しないと、合葬型墓所の運営に支障が生じることから、死亡が確認された日から埋蔵することができるまでの期間を定める。

(5) 有縁合葬型墓所の使用料の規定

受益者負担の原則のもと、整備費など他都市の使用料等も勘案し、使用料を定める。

(6) 市営霊園の既存墓所撤去後に有縁合葬型墓所へ改葬した場合の使用料免除規定

市営霊園の既存墓所から有縁合葬型墓所への改葬による墓所の循環利用を促進し、効率的・効果的な墓所整備を進めるために、市営霊園の既存墓所撤去後に有縁合葬型墓所へ改葬した場合の使用料を免除する。

(7) 有縁合葬型墓所の管理料の規定

受益者負担の原則のもと、維持管理経費のほか、光熱水道費、献花式の費用など管理に係る経費をもとに、他都市の管理料等も勘案し、管理料を定める。
 管理料については、建物耐用年数等を考慮した施設使用期間分を一括して使用許可の際に徴収する。

(8) 有縁合葬型墓所の使用料及び管理料の不還付規定

埋葬場所の利用者が利用許可を受けた後3年以内にその場所全部の返還をしたときは、既納使用料の半額を還付しているが、有縁合葬型墓所では、墓所の返還という概念がないことから、還付規定を適用しない。

(9) 有縁合葬型墓所の焼骨の不返還に係る規定

本市の有縁合葬型墓所は直接合葬する方式を採用しており、一度埋蔵した焼骨は物理的に返還することが困難であることから、焼骨の不返還を定める。

9 今後のスケジュール

年度	平成30年度							平成31年度	
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月以降	
有縁合葬墓整備・運用	有縁合葬型墓所工事							完工	有縁合葬型墓所供用開始
条例改正	9/1~10/1 パブコメ 意見募集	意見 まとめ	結 果 パ ブ コ メ	議 案 正 提 案 出 例	議 会	周知期間		施行	